

建設発生土処分先一覧表の掲載申請及び審査要領

(目的)

第1条 この要領は、広島県（以下「県」という。）が発注する建設工事に伴って発生する建設発生土を受け入れる建設発生土リサイクルプラント及び建設発生土受入地を、指定処分の候補地として建設発生土処分先一覧表に掲載するための申請及び審査等について必要な事項を定めることにより、建設発生土の有効利用と適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（^{しゅんせつ}浚渫土を含む。）をいう。

2 この要領において「建設発生土リサイクルプラント」とは、建設発生土を受け入れ、その有効利用と適正処理を目的としている施設で、土砂及び骨材等を適正に再生し、販売等を目的に施設から再生材を搬出するものをいう。

3 この要領において「建設発生土受入地」とは、建設発生土を受け入れ、その埋立を目的としている施設で、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号。以下「県土砂条例」という。）第16条本文の規定による許可（一時堆積行為を除く。）を受けているもの、同条例第8号の規定による届出を行っているもの若しくは同条例第42条第2項の規定により公示された市町が制定した条例により土砂埋立行為に関する許可を受けているもの、又は宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。）第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けているものをいう。

4 この要領において「建設発生土処分先一覧表」とは、県が発注する建設工事に伴って発生する建設発生土の指定処分の候補地である建設発生土リサイクルプラント及び建設発生土受入地の一覧表であって、県が発注する建設工事の積算資料として利用するものをいう。

5 この要領において「再生材」とは、受け入れた建設発生土を適正に再生処理して製造された処理土、改良土、再生砂及び再生骨材等をいう。

6 この要領において「処理土」とは、建設発生土を脱水、乾燥、粒度調整及び安定処理し、その性状を改良した土を総称したものをいう。

7 この要領において「改良土」とは、処理土のうちセメント系及び石灰系の改良材等を混合し、土の性状を化学的に改良（安定処理）したものをいう。

(新規掲載申請)

第3条 建設発生土処分先一覧表へ建設発生土リサイクルプラントの掲載を希望する者は、県土木建築局技術企画課長（以下「技術企画課長」という。）に次の各号に掲げる書類及び図面（以下「申請書類」という。）を1部提出しなければならない。

(1) 申請書（別記様式第1号）

(2) 事業計画書（別記様式第2-1号）及び次の書類

ア 位置図（1/10000～1/50000程度）

イ 平面図（1/500～1/1000程度で設備の配置、建設発生土及び再生材の仮置き場の寸法（縦横・面積）、敷地境界から仮置き場までの距離並びに施設内の処理導線等が分かるもの）

ウ 敷地の権利関係が分かる書類（自社用地：公図及び登記簿の写し、借地：公図、登記簿及び借地用途が明記された契約書の写し）

エ 設備の概略設計図

オ 受入土の再生処理フロー図

カ 再生材の試験成績表

キ 使用添加剤試験成績表（改良土を製造する施設に限る。）

- ク ストックヤード運営事業者登録規定（令和５年国土交通省告示第 157 号）第 6 条第 2 項に基づく登録通知書の写し（本規定に基づく登録を行っている場合に限り。）
- ケ その他、施設に係るすべての関係法令許可書等（許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む）の写し
- コ 施設の現況写真（施設の全体、施設の詳細（処理機械及び材料試験室等）、受入土の仮置状況、受入土の処理状況、再生材の仮置状況、標識の掲示状況、防災施設及び環境対策施設等がわかるもの）
- サ 施設の周辺の住民に対して、施設の概要を周知するよう努めていることが分かる資料
- (3) 受入価格・処理土販売価格表（別記様式第 2－2 号）（処理土販売価格表は、県が発注する建設工事に使用する処理土の販売を希望し、用途に応じた量及び品質の土砂を安定して供給できる施設に限る。）及び受入価格の設定根拠資料
- (4) 確約書（別記様式第 2－3 号）
- (5) 誓約書（別記様式第 3 号）
- 2 建設発生土処分先一覧表へ建設発生土受入地の掲載を希望する者は、技術企画課長に次の各号に掲げる申請書類を 1 部提出しなければならない。
 - (1) 申請書（別記様式第 1 号）
 - (2) 事業計画書（別記様式第 4－1 号）及び次の書類
 - ア 位置図（1/10000～1/50000 程度）
 - イ 県土砂条例又は盛土規制法に関する次のいずれかの書類の写し
 - (ア) 県土砂条例第 16 条本文に規定する土砂埋立行為の許可を受けている場合は、同条例第 17 条第 1 項の規定による土砂埋立行為許可申請書、許可通知書（許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む）、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画が分かる資料
 - (イ) 県土砂条例第 16 条第 8 号の規定により土砂埋立行為の届出をしている場合は、土砂埋立行為届出書、届出書を受理した旨の通知、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画、埋立土量及び埋立期間が分かる資料
 - (ウ) 県土砂条例第 4 条第 2 項の規定により公示された市町が制定した条例により土砂埋立行為に関する許可を受けている場合は、許可に係る申請書、許可を受けた旨の通知（許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む）、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画が分かる資料
 - (エ) 盛土規制法第十二条第一項又は同法第三十条第一項の許可を受けている場合は、同法施行規則の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書、許可証（許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む）、工事着手前及び完了時の地形が判読できる平面図並びに断面図
 - ウ その他、施設に係るすべての関係法令許可書等（許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む）の写し
 - エ 施設の現況写真（施設の全体、防災施設及び環境対策施設等がわかるもの）
 - オ 国道及び県道等から施設に至る道路について、ダンプトラック（10t 車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できる幅員等が確保されていることがわかる写真
 - (3) 受入価格表（別記様式第 4－2 号）及び受入価格の設定根拠資料
 - (4) 確約書（別記様式第 4－3 号）
 - (5) 誓約書（別記様式第 3 号）
- 3 建設発生土処分先一覧表への新規掲載は、毎年度 4 月及び 10 月の 2 回行うことを原則とし、新規申請が 1 月末日（休日を除く。）までに行われたものについては翌年度の 4 月掲載の対象とし、7 月末日（休日を除く。）までに行われたものについてはその年度の 10 月掲載の対象とする。

（申請者の要件）

第 4 条 技術企画課長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その者の

申請に係る建設発生土リサイクルプラント及び建設発生土受入地を建設発生土処分先一覧表に掲載しない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
- (3) 前号の許可の取り消し処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に、建設業法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- (4) 前号に規定する期間内に同号に規定する届出があった場合において、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (5) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (6) 建設業法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- (7) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (8) 建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の2各号に掲げるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (10) 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- (11) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (12) 法人でその役員等又は使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (13) 個人で使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (14) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（申請書類の審査及び現地調査）

第5条 技術企画課長は、建設発生土処分先一覧表に掲載する建設発生土リサイクルプラントの判断基準により、申請者から提出された建設発生土リサイクルプラントの掲載に係る申請書類の審査及び現地調査を行う。

2 技術企画課長は、建設発生土処分先一覧表に掲載する受入地の判断基準により、申請者から

提出された建設発生土受入地の掲載に係る申請書類を審査する。

(建設発生土処分先一覧表への掲載)

第6条 技術企画課長は、前条に規定する審査等により適切と認めたときは、申請書類に記載された事項を建設発生土処分先一覧表に掲載し、掲載通知書(別記様式第6号)により当該申請者へ通知する。(以下、建設発生土処分先一覧表に掲載された者を「事業者」という。)

2 前項に規定する建設発生土処分先一覧表への掲載の効力は、掲載した年度の9月まで(10月に新規掲載された場合は翌年度の9月まで)とし、事業者はその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(不掲載通知)

第7条 技術企画課長は、第5条に規定する審査等により適切と認められないときは、不掲載通知書(別記様式第7号)により申請者へ通知する。

第8条 削除

(更新掲載申請)

第9条 建設発生土リサイクルプラントの建設発生土処分先一覧表への掲載の更新を希望する事業者は、技術企画課長に次の各号に掲げる申請書類を1部提出しなければならない。

- (1) 更新申請書(別記様式第1号)
 - (2) 再生材の試験成績表
 - (3) 使用添加剤試験成績表(改良土を製造する施設に限る。)
 - (4) スtockヤード運営事業者登録規定(令和5年国土交通省告示第157号)第6条第2項に基づく登録通知書の写し(新規登録又は変更のある場合に限る。)
 - (5) その他、施設に係るすべての関係法令許可書等(許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む)の写し(変更のある場合に限る。)
 - (6) 施設の現況写真(施設の全体、施設の詳細(処理機械及び材料試験室等)、受入土の仮置状況、受入土の処理状況、再生材の仮置状況、防災施設及び環境対策施設等のわかるもの)
 - (7) 受入価格・処理土販売価格表(別記様式第2-2号)(処理土販売価格表は、県が発注する建設工事に使用する処理土の販売を希望し、用途に応じた量及び品質の土砂を安定して供給できる施設に限る。)及び受入価格の設定根拠資料(受入価格の設定根拠資料は、変更のある場合に限る。)
 - (8) 搬入・搬出実績表(別記様式第10-1号)
 - (9) 搬入集計表(別記様式第10-2号)
 - (10) 搬出集計表(別記様式第10-3号)
 - (11) 過去1年間の建設発生土の受入辞退及び処理土の販売辞退の状況が確認できる資料
- 2 建設発生土受入地の建設発生土処分先一覧表への掲載の更新を希望する事業者は、技術企画課長に次の各号に掲げる申請書類を1部提出しなければならない。
- (1) 更新申請書(別記様式第1号)
 - (2) 事業計画書(別記様式第4-1号)
 - (3) 県土砂条例又は盛土規制法に関する次のいずれかの書類の写し(変更のある場合に限る。)
 - ア 県土砂条例第16条本文に規定する土砂埋立行為の許可を受けている場合は、同条例第17条第1項の規定による土砂埋立行為許可申請書、許可通知書(許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む)、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画が分かる資料
 - イ 県土砂条例第16条第8号の規定により土砂埋立行為の届出をしている場合は、土砂埋立行為届出書、届出書を受理した旨の通知、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画、埋立土量及び埋立期間が分かる資料
 - ウ 土砂条例第42条第2項の規定により公示された市町が制定した条例により土砂埋立行為に関する許可を受けている場合は、許可に係る申請書、許可を受けた旨の通知(許可の

条件が付されている場合は、当該資料を含む)、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画が分かる資料

エ 盛土規制法第十二条第一項又は同法第三十条第一項の許可を受けている場合は、同法施行規則の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書、許可証（許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む）、工事着手前及び完了時の地形が判読できる平面図並びに断面図

- (4) その他、施設に係る各種関係法令許可書等（許可の条件が付されている場合は、当該資料を含む）の写し（変更のある場合に限る。）
- (5) 施設の現況写真（施設の全体、防災施設及び環境対策施設等がわかるもの）
- (6) 受入価格表（別記様式第4-2号）及び受入価格の設定根拠資料（受入価格の設定根拠資料は、変更のある場合に限る。）
- (7) 搬入実績表（別記様式第11号）
- (8) 搬入集計表（別記様式第9号）
- (9) 1年間の建設発生土の受入辞退の状況が確認できる資料

3 建設発生土処分先一覧表の更新は毎年度10月の1回を原則とし、更新を希望する事業者は当該年度の7月末日（休日を除く。）までに、技術企画課長に更新申請に必要な申請書類（以下「更新申請書類」という。）を1部提出しなければならない。

（更新申請書類の審査及び現地調査）

第10条 更新申請書類の審査及び現地調査については、第5条の規定を準用する。

（建設発生土処分先一覧表の更新掲載）

第11条 建設発生土処分先一覧表の更新掲載については、第6条の規定を準用する。

（不掲載通知）

第12条 更新申請に係る不掲載通知の送付については、第7条の規定を準用する。

（変更申請）

第13条 事業者は、建設発生土処分先一覧表に掲載後、申請書類の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく、技術企画課長に変更申請書（別記様式第12号）並びに第3条第1項及び第2項に規定する申請書類のうち変更となるもの（以下「変更申請書類」という。）を1部提出しなければならない。

（変更申請書類の審査及び現地調査）

第14条 技術企画課長は、事業者から提出された変更申請書類を審査し、必要に応じて現地調査を行う。

（建設発生土処分先一覧表の変更）

第15条 技術企画課長は、前条に規定する審査等により変更内容が適切と認めた場合は、建設発生土処分先一覧表の変更を行う。この場合において、建設発生土処分先一覧表の変更は変更申請書類を受理した月の翌月に行う。ただし、受理した日が月末営業日を含む5営業日以内の場合は、翌々月に行う。

（受入辞退及び販売辞退）

第16条 事業者は、やむを得ない事情により建設発生土の受入を辞退する場合において、搬入希望者から辞退の理由を求められたときは、受入辞退理由書（別記様式第13号）を搬入希望者に提出するものとし、その写しを1年間保管しなければならない。

2 事業者は、やむを得ない事情により処理土の販売を辞退する場合において、購入希望者から辞退の理由を求められたときは、販売辞退理由書（別記様式第13号）を購入希望者に提出するものとし、その写しを1年間保管しなければならない。

(調査等への協力)

第17条 事業者は、建設発生土の有効利用と適正処理の推進に関する調査並びに建設発生土リサイクルプラント及び建設発生土受入地の現地調査等について技術企画課長から要請があった場合は、これに応じ、協力しなければならない。

(是正勧告)

第18条 技術企画課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一定期間を設けて、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地の是正勧告通知（別記様式第14号）により、事業者には是正のために必要な勧告又は助言を行う。

- (1) 申請書類の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 申請書類の記載と異なる行為があったとき。
- (3) 現地調査により、産業廃棄物の混入が確認されたとき。
- (4) 第3条第1項及び第2項に規定する確約書若しくは誓約書に違反したとき又は虚偽の記載があったとき。
- (5) 建設発生土処分先一覧表に掲載後、申請書類の記載内容に変更が生じているにも関わらず、第13条に規定する変更申請を怠っているとき。
- (6) 第16条に規定する受入辞退理由書及び販売辞退理由書を搬入希望者及び購入希望者から求められたにもかかわらず提出しなかったとき。
- (7) 前条に規定する調査及び現地調査等について、技術企画課長からの要請に応じなかったとき。
- (8) 周辺環境への配慮を怠る等、地域住民との間で紛争が生じたとき。
- (9) 関係法令に違反する等、不正な行為があったとき。

(建設発生土処分先一覧表掲載の取消)

第19条 技術企画課長は、前条の規定による期間内に当該事業者の是正若しくは改善が図られない場合又は事業者が第4条各号のいずれかに該当するに至った場合は、建設発生土処分先一覧表から当該事業者の建設発生土リサイクルプラント及び建設発生土受入地の掲載を取り消す。

2 技術企画課長は、前条第9号に該当する場合は、前条の規定による是正勧告をすることなく、建設発生土処分先一覧表から当該事業者の建設発生土リサイクルプラント及び建設発生土受入地の掲載を取り消すことができる。

(建設発生土処分先一覧表の公表)

第20条 技術企画課長は、建設発生土処分先一覧表を、県ホームページ等において公表する。

(受入中止)

第21条 事業者は、建設発生土の受入を中止しようとする場合は、受入を中止する1か月前までに、技術企画課長に受入中止届（別記様式第15号）を1部提出しなければならない。

(受入完了)

第22条 事業者は、建設発生土受入地における建設発生土の受入計画が完了したときは、遅滞なく、技術企画課長に建設発生土受入地完了届（別記様式第16号）を1部提出しなければならない。

(建設発生土処分先一覧表からの削除)

第23条 技術企画課長は、第19条に定めるほか、第9条に規定する更新申請を行わなかった場合並びに第21条に規定する受入中止届及び前条に規定する建設発生土受入地完了届を受理した場合は、建設発生土処分先一覧表から当該事業者の建設発生土リサイクルプラント及び建設発生土受入地に係る記載を削除する。

附 則（平成２０年５月２０日制定）
（施行期日）

- 1 この要領は、平成２０年６月１日から施行する。ただし、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地及び建設発生土受入地（一時堆積）の建設発生土処分先一覧表への掲載については、平成２０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現に発生土を受け入れる再資源化施設として広島県の実施設単価表に掲載されている施設は、経過措置により建設発生土処分先一覧表に掲載する施設の判断基準に基づき、平成２０年１０月１日から平成２１年９月３０日までの１年間に限り、建設発生土処分先一覧表に掲載されることができる。

附 則（令和２年１月１日改正）
（施行期日）

この要領は、令和２年１月１日から施行する。

附 則（令和４年６月１日改正）
（施行期日）

- 1 この要領は、令和４年６月１日から施行する。ただし、建設発生土受入地（一時堆積）の建設発生土処分先一覧表への掲載については、令和５年９月３０日をもって終了する。

（経過措置）

- 2 建設発生土受入地（一時堆積）に係る第３条第３項及び第９条第３項の掲載申請は令和４年７月末日までとし、第８条の定期報告は令和５年９月分までとする。

附 則（令和５年９月２６日改正）
（施行期日）

- 1 この要領は、令和５年９月２８日から施行する。

附 則（令和６年１２月２４日改正）
（施行期日）

- 1 この要領は、令和７年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際に現にこの要領による改正前の第３条第１項及び第２項による新規掲載申請、第１３条による変更申請、第２１条による受入中止届及び第２２条による建設発生土受入地完了届を提出し、受理されたものについては、なお従前の例による。